

# マネーplus+

## お金とくらしの 情報通信

2022.AUG  
vol.3

JAから、相続や資産形成・資産運用などに役立つ  
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column  
耳寄り情報

## 法律上夫婦関係にない相手 (内縁の妻(夫))への相続

婚姻届を出していなければ法律上の配偶者とは認められませんが、実際に共同生活を送っていて、社会的にも婚姻しているのと変わらない夫婦関係のことを内縁といいます。

内縁の妻(夫)にも一定の法的保護があり、社会保険や公的扶助に関しては法律上の配偶者と同様に取り扱われています。しかしながら、民法上、内縁の妻(夫)には相続権が認められていませんので、自分の財産を相続させることはできません。

### 内縁の妻(夫)に財産を残すために 考えられる3つの方法

内縁の妻(夫)に財産を残したいときは、次のような方法が考えられます。

#### > 暦年贈与

1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた金額が110万円以下の場合には贈与税が発生しません。これを利用して、毎年110万円以下の金額を贈与する方法を暦年贈与といいます。

暦年贈与は、お金を内縁の妻(夫)に残す方法としてとても有効ですが、贈与するにあたっては贈与契約書を作成することをおすすめします。というのも、贈与契約書がないと、自分が亡くなった後で、それが本当に贈与だったのかどうか不明になりかねないからです。贈与の事実を明らかにできないと、たとえ内縁の妻(夫)名義の口座に入っていたとしても相続財産

### Message



大切な人に財産を残したい。  
しかし、相手が法定相続人でない場合は  
どのようにして財産を残すことが  
できるのでしょうか。  
今回は、「法律上夫婦関係にない相手  
(内縁の妻(夫))に贈与または相続」する方法  
について解説します。



©よりぞう



相続の専門家がお届けします! /

オリゾン法律事務所  
弁護士

井崎 淳二

Izaki Junji

(名義預金)として扱われ、相続人から返還を求められる場合もあります。

#### > 遺言(自筆証書遺言、公正証書遺言)

内縁の妻(夫)は相続人ではないため、自分の財産を「相続させる」旨の遺言はできませんが、「遺贈する」旨の遺言をしておけば、内縁の妻(夫)が受け取ることができます。

自筆証書遺言は、自分で本文、氏名、日付等を書いて作成する遺言です。全文を自筆する必要があり(ただし、別紙として添付する財産目録はワープロ打ちでも可)、書き間違いや書き方が曖昧な部分があると無効になる可能性もあるため、注意が必要です。なお、紛失等を防ぎたい場合は、遺言書保管制度(法務局が遺言書の原本を保管する制度)が利用できます。

公正証書遺言は、公証役場で公証人に作成してもらった遺言です。財産の価額に応じて費用がかかりますが、書き間違い等によって無効になるリスクがなく、また遺言書の原本が公証役場で保管されるため、紛失しても再発行してもらえます。

#### > 生命共済(生命保険)

被保険者が亡くなった際の死亡保険金は、被保険者の相続財産には含まれませんので、受取人を内縁の妻(夫)と指定しておけば、内縁の妻(夫)が自己の財産として取得することができます。

なかでも、一時払終身共済は、最初に一括で払い込んだ保険料以上の死亡保険金が支払われるので、内縁の妻(夫)にお金を残す方法として利用できます。